

2024年5月

お客様各位

約款の変更に関するお知らせ

平素より、坂戸ガスをご利用いただき誠にありがとうございます。
弊社では、一般ガス供給約款、小売供給約款および電気需給約款を変更し運用を見直します。

1. 変更の概要

ガス・電気料金のお支払いに、コンビニエンスストア・金融機関・本社窓口等で支払える払込書の発行手数料として330円/月(税込)をお支払いいただきます。

「口座振替」「クレジットカード払い(ビザまたはマスター)」にご変更いただければ、お客様ご負担の手数料はございませんので、この機会にご検討ください。

2. 実施の期日

約款変更日：2024年11月1日

3. その他

- 「口座振替」「クレジットカード払い」をご希望される場合は、所定の用紙をお届けいたしますのでご連絡ください。
- 「口座振替」「クレジットカード払い」へお申込みいただいた場合、弊社および金融機関等における登録が完了するまで約1.5ヶ月を要します。
登録完了までは、払込書によるお支払いとなりますのでご了承ください。
- 有料化前までに「口座振替」「クレジットカード払い」へ変更(登録完了)がない場合、自動的に有料となり発行手数料をお支払いいただきます。
- 新たにガス・電気の使用を申し込まれた場合、使用開始(開栓・開通)月から翌々月分の料金請求に限り、払込書発行手数料は適用除外といたします。

坂戸ガス株式会社
営業サービス部 料金グループ
〒350-0272
坂戸市末広町3番地5
フリーダイヤル：0120-35-2025
電話番号：049-284-9000
(平日9時から17時15分まで)